

新型コロナウイルス感染症の再拡大を踏まえた主な対策(令和2年 11 月 18 日)

1 自宅療養者ゼロの堅持

- ・原則、「自宅療養者ゼロ」を堅持し、「容体急変への適切な対応」、「家庭内感染の防止」を徹底

2 入院医療体制の強化

- ・重症対応 120 床程度、中軽症対応 530 床程度の計 650 床程度での運用に向けた準備を進め、宿泊療養施設についても、700 室程度での運用に向けた準備を推進
- ・1 日あたり 100 人以上の新規感染者が確認される状態が続くと、上記のような体制であっても、病床のひっ迫を招くことになりかねないことに十分注意して対応

3 医療機関、社会福祉施設への対策強化の検討

- ・発熱等診療・検査医療機関等や社会福祉施設における感染を防止するため、当該施設への研修を強化するとともに、クラスターに隣接・近接している医療機関や社会福祉施設の職員や利用者への必要な検査の実施を検討

4 Go To Eat キャンペーンへの対応等

- ・Go To Eat 参加飲食店では、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4 人以下の単位」とする
- ・Go To Eat に参加しない飲食店についても同様の協力を要請

5 県民への更なる呼びかけ

- ・感染リスクが高まるとされる次の「5 つの場面」について改めて注意喚起
(①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤休憩室、喫煙所、更衣室等)
- ・ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケなど）の利用を控えることについて改めて注意喚起
- ・リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動への注意喚起

6 県民への医療従事者や感染者等への風評被害防止等の呼びかけ

- ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるよう呼びかけ

7 催物開催制限の延長

- ・11 月末までとしていた催物開催制限を令和 3 年 2 月末まで延長